

伊勢崎市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢崎市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページ上に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (2) リンク 市ホームページから広告主のホームページにつなげることをいう。

(掲載する広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告掲載の制限)

第4条 広告が次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の範囲)

第5条 広告を掲載することができるものの範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するもの

(2) 事業を営む個人、法人その他団体であるもの

(3) その他市長が適当であると認めたもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル 横150ピクセル

(2) データの容量 5キロバイト以内

(3) 画像形式 GIF形式

(4) 画像状態 静止画像

(広告の掲載位置)

第7条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページの下部で市長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、月の初日から月の末日までの1月を単位とし、連続12月を上限とする。

(広告の掲載料金)

第9条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、広告1枠につき月額1万5,710円とする。ただし、長期に連続して掲載する場合の掲載料金は、次に掲げるとおりとする。

(1) 6箇月から11箇月まで 月額の掲載料金に掲載月数を乗じて得た額から1万円を控除して得た額

(2) 12箇月 15万7,140円

2 前項の掲載料金には、消費税相当額を含む。

(広告掲載の募集)

第10条 市ホームページへの広告の掲載の募集は、市ホームページ及び市の広報紙で行うものとする。

2 前項の募集は、市ホームページに新たに広告掲載の枠を設置したとき、又は広告掲載の枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第11条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」とい

う。)に必要書類を添えて、掲載しようとする月の前月10日までに市長に申し込まなければならない。

2 申込者が1回の申込みで申込みできる枠数は、1枠とする。

3 市長は、第1項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、掲載の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により可否を決定したときは、市ホームページバナー広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により、その結果を申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 広告の掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、伊勢崎市ホームページバナー広告掲載契約書(様式第3号。以下「契約書」という。)を市と締結するものとする。

(掲載料金の納入方法)

第13条 広告主は、広告を掲載する月の前月末日までに市の発行する納入通知書により、前条の契約書に規定する掲載料金を一括して納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が指定する日までに納入することができる。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第14条 広告は、広告主において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から掲載した広告の内容に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主は、自己の責任及び負担において当該申告を解決するものとし、市はその責任を一切負わないものとする。

(広告主の届出義務)

第16条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市ホームページバナー広告掲載申込内容変更届(様式第4号)に必要書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

- (2) 広告の内容を変更するとき。
- (3) リンク先のホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先のホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告内容の変更)

第17条 市長は、掲載した広告の内容（リンク先のホームページの内容を含む。以下同じ。）が法令若しくはこの要綱に違反している、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の中止又は取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告の掲載を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第4条各号に該当することが判明したとき。
- (2) 広告主が第16条各号に規定する届出義務を怠ったとき。
- (3) 広告主が前条の規定による広告の内容の変更に応じないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載が適切でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、市ホームページ広告掲載取消決定通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第19条 既に納入された広告の掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、掲載する広告の取扱いに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 23 年 12 月 26 日決裁）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に契約されている掲載料金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 28 年 1 月 7 日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成 29 年 2 月 22 日決裁）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に契約されている掲載料金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（令和 6 年 12 月 13 日決裁）から施行する。